

申込日：平成 年 月 日

活きのかんぱち稚魚の養殖用の確認に関する同意書

一般社団法人全日検 御中

会社名

代表者氏名

印

私は、活きのかんぱち稚魚の養殖用の確認について全日検に検査確認を申し込むにあたり、下記内容に同意します。

- 1、活きのかんぱち稚魚の養殖用の確認申し込みにあたり、事前に確認書の発給機関に提出した『用途確認申請(様式1)』並びに発給機関発行の『確認申請書(様式2)』の複写を提出します。用途確認書(様式2)について、合理的な理由で発行が遅れている場合は後日提出します。
- 2、活きのかんぱち稚魚の養殖用の確認申し込みにあたり、運搬船でのかんぱち稚魚の体長測定及び尾数確認の際に、何らかの損害が発生したとしても全日検に対し賠償責任を行わない。
- 3、確認作業の結果、輸入稚魚の全てがIQ制度除外となった場合についても、検査確認業務に基づき発生する検査料金及び交通費、宿泊費の全額を支払う。
- 4、前日の15時以降の検査確認業務をキャンセルした場合、掛かる検査費用の基本料金の50%を支払う。
- 5、何らかの事情により検査確認業務を依頼した指定日当日に検査をキャンセルした場合、掛かる検査費用の基本料金の100%を支払う。また、指定集合場所に到着してからのキャンセルの場合、交通費および宿泊費について実費を全額支払う。
- 6、運搬船または当該生簀への海上移動手段について、通船または生簀業者所有のボートなどを手配し、掛かる費用を負担する。
- 7、本検査業務に掛かる料金について、請求書が提出された翌月末までに指定された銀行口座に振り込むこととし、掛かる振込手数料についても負担する。

※本同意書については、同一業者様より一度提出いただいたものは次回以降に於いても有効とし、記載内容変更があった場合、改めて提出いただくものとする。

以上